

主 文

- 一 原告が別紙歌詞目録一ないし六記載の歌詞について著作者人格権を有することを確認する。
- 二 原告に対し、被告【P 1】及び被告【P 2】は、それぞれ一五万円を、被告【P 3】及び被告【P 4】は、それぞれ三〇万円を支払え。
- 三 被告らは、原告に対し、次のとおり連帯して支払え。
 - 1 被告【P 1】及び被告社団法人日本音楽著作権協会は五〇万円
 - 2 被告【P 2】及び被告社団法人日本音楽著作権協会は五〇万円
 - 3 被告【P 3】及び被告社団法人日本音楽著作権協会は一〇〇万円
 - 4 被告【P 4】及び被告社団法人日本音楽著作権協会は一〇〇万円
- 四 原告のその余の請求を棄却する。
- 五 訴訟費用は、これを一〇分してその九を原告の負担とし、その余については、これを更に一〇分し、その四を被告日本音楽著作権協会の負担とし、その四を被告【P 3】及び被告【P 4】、その二を被告【P 1】及び被告【P 2】の各負担とする。
- 六 この判決は、右二及び三に限り、仮に執行することができる。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

一 請求の趣旨

1 原告が別紙歌詞目録一ないし六記載の歌詞（以下まとめて「本件歌詞」という。）について著作者人格権を有すること及び同歌詞目録四ないし六記載の歌詞（以下順次「チューリップ」、「カミナリサマ」、「オウマ」という。）について併せて著作権を有することを確認する。

2 被告らは、原告に対し、次のとおり連帯して支払え。

（一）被告【P 1】（以下「被告【P 1】」という。）及び被告社団法人日本音楽著作権協会（以下「被告音楽著作権協会」という。）は九七二万円

（二）被告【P 2】（以下「被告【P 2】」という。）及び被告音楽著作権協会は九七二万円

（三）被告【P 3】（以下「被告【P 3】」という。）及び被告音楽著作権協会は一九四四万円

（四）被告【P 4】（以下「被告【P 4】」という。）及び被告音楽著作権協会は一九四四万円

3 訴訟費用は、被告らの負担とする。

4 2について仮執行の宣言

二 請求の趣旨に対する答弁

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は、原告の負担とする。

第二 当事者の主張

一 請求の原因

1 原告は、次に述べるとおり、昭和六年八月末か九月初めころに作歌の依頼を受け、その後一か月の期間内に、本件歌詞を作歌した。

（一）訴外日本教育音楽協会（大正一一年設立。以下「訴外協会」という。）は、昭和五年ころ、幼稚園唱歌集、新尋常小学唱歌集を編纂し、全国の音楽教育関係者に新しい唱歌教材を提出しようとして計画し、同年六月には、同協会に設置した幼稚園唱歌研究部においてチューリップ、コヒノボリを含む新しい童謡の歌題三項目を選び、同年十一月発行の同協会の機関誌「教育音楽」の誌上で、右歌題について全国から歌詞を募集した。しかし、訴外協会が募集した幼稚園唱歌については、右募集により四〇篇中三〇篇が集まったが、残り一〇篇が集まらなかったため、訴外協会は、やむをえずこれを専門家に依頼することにした。そして、昭和六年当時訴外協会の理事で幼稚園唱歌研究部の委員でもあり、また、右機関誌の編集責任者でもあった訴外【P 5】は、同年八月末か九月初めころ、当時東京帝国大学文学部国文科の教授であり、また東京音楽学校の講師でもあった【P 6】に対し、右の一〇篇の題目について作歌を依頼した。【P 6】は、それまでに【P 5】から作歌の依頼を受けることが度々あつて、【P 6】作詞、【P 5】作曲の歌は数多く、これらは、大正三年には「音程教本」の別冊として「音程教本伴奏譜」、同四年には

「師範学校楽典教本」、「高等女学校楽典教本」、同五年には「尋常小学唱歌教授提要」、同六年には「三重唱歌教本」、同七年には「単唱歌教本」、「二重唱歌教本」として出版されていたのである。ところが、【P6】は、【P5】から作歌の依頼を受けたものの、幼稚園唱歌の作歌は自分には無理であるとの理由で、長女である原告にその作歌を命じ、原告は、それから一か月の期間内に本件歌詞を作歌した。なお、原告の母【P7】（以下「【P7】」という。）は、【P5】とは、東京音楽学校師範科第一回の同期生であり、かつ、【P5】の妻は、同校で【P7】の一年下という関係であるということもあつて、昭和六年当時、原告の家族と【P5】の家族とは親類同然の付き合いをしていたのである。

(二) 原告の父【P6】は、昭和六年当時、国文学会の指導的な立場にあつて、文部省の各種委員にも任命され、文部省唱歌のうち高等小学唱歌（昭和五年発行）の歌詞の編集委員の仕事をしたこともあり、また、昭和六年には訴外協会編の「新高尋常小学唱歌」（昭和六年発行）の歌詞の編集に関与し、更に、同協会編の「新高等小学唱歌」（昭和七年発行）にも歌詞の編集責任者として関与していた。原告の母【P7】は、前述のとおり、東京音楽学校師範科第一回の卒業生であつて、高等女学校の音楽教師及びピアノの個人教授の経験を有していた。原告は、明治三四年十一月一〇日に出生し、大正一三年に東京府立第三高等女学校を卒業後、同校の高等科で二年間文学を学び、その後は、当時文部省唱歌の歌詞の編集委員や作歌の仕事をしていた父【P6】の秘書の仕事をして、父【P6】から作歌の指導を受けていた。そして、原告は、当時から、短歌を作つており、現在でも日本文芸家協会の準会員である。なお、原告の夫【P8】は、昭和五年から東京音楽学校の講師をしており、また、訴外協会主催、東京音楽学校後援の新幼稚園唱歌講習会、新尋常小学唱歌講習会において講師として講演も行つている。このように、原告は、その家庭環境から、自然と、本件歌詞の著作に必要な音楽的、文学的素養が身についたのであり、また、訴外協会の仕事にも密接に関与していたのである。

(三) 原告は、父【P6】からの依頼を受け、一〇篇位の幼稚園唱歌を作成したが、現在記憶しているのは、本件歌詞六篇である。原告は、本件歌詞については、作家的な観点や詩としての技巧や修飾的なものを一切排除し、できるだけ分かりやすく、平明なものを作るという気持で作歌をした。原告は、チューリップについては、父【P6】の書齋にあつた「サイタ サイタ サクラガ サイタ」で始まる教科書（以下「サクラ読本」という。）のもとになつた資料に目を通し、それを下敷にして作歌した。また、チューリップの歌詞の中にある「ドノ ハナ ミテ モ キレイ ダ ナ」は、赤も白も黄色もそれぞれの美しさ、良さがあるという意味であつて、原告のこの考え方は、原告自身の生き方の姿勢でもあり、これを歌詞に反映させたものである。なお、原告の父【P6】は、前述のとおり、当時東京帝国大学文学部の主任教授であつて、国文学、国語教育の指導的立場にあり、永らく文部省の国語審議会委員や検定委員をしていたため、昭和八年四月から使用されるようになったサクラ読本が編集された当時の発行課長であつた【P9】、編集の中心であつた【P10】などが、【P6】の自宅にしばしば来ていたこと、及び、サクラ読本は昭和七年四月から使用されることを前提に編集作業が進められていたところ、仮名遣い等の問題により完成が遅れ、翌年四月に刊行されたものであつて、同六年秋にはサクラ読本の原稿は既にできていたのであるから、原告がサクラ読本の原稿ないし資料に目を通すことは可能であつたのである。原告は、コヒノポリについては、当初、歌詞の最初のところは「青空高く」か「大空高く」であると考へて作歌していたところ、当時編集の事務主任をしていた【P12】が来て「屋根より高い」に変えてほしいといふので、その変更を認めている。また、原告が「大きいマゴヒはお父さん、小さいヒゴヒは子供達」と作詞したところについて、【P12】は、「大きいコヒ」と「小さいコヒ」に直してほしいといふてきたが、そこについては、原告は、当初の作詞どおり「マゴヒ、ヒゴヒ」とした。このように、コヒノポリについては、当初の部分のみ原告の了解を得て変更されているのである。

なお、訴外協会が昭和五年に幼稚園唱歌の歌詞を募集したときは、当選者には薄謝を呈すことになつてはいたが、原告は、昭和六年一二月暮に、本件歌詞を作歌したことに対して、当時の金で二〇〇円の謝礼をもらつている。

(四) 本件歌詞中、別紙歌詞目録一ないし三記載の歌詞（以下順次「テフテフ」、「タンポポ」、「コヒノポリ」という。）は、訴外協会が昭和六年一二月二五日に発行した「エホンシヤウカ」（以下「エホンシヤウカ」という。）ハルノマキに、チューリップ、カミナリサマ及びオウマは、同協会が昭和七年七月一八日に発行した「エホンシヤウカ」ナツノマキにそれぞれ無名の著作物として公表され

た。

(五) 原告が本件歌詞のうち、コヒノポリ及びチューリップの作詞者であることは、昭和四五年五月七日発行の「赤旗」の二版紙上において公表され、また、チューリップの作詞者であることは、昭和四五年八月一日実業之日本社発行の【P13】著「日本の唱歌」二一九頁と、昭和四五年四月一日株式会社全音楽譜出版社発行の「みんなであうたおうちものうたI」八頁に公表されている。

(六) 被告らは、後述のとおり、【P14】がチューリップの作詞、作曲者である旨主張しているところ、【P14】は、昭和二六年株式会社音楽之友社（以下「音楽之友社」という。）発行の教科書「おんがく しょうがく一ねんせい」、同三三年音楽之友社発行の教科書「改定版しょうがくせいのおんがく1」の編集者であつたが、いずれの教科書においてもチューリップの作詞者を不詳としており、また、【P14】は、昭和三四年四月一日音楽之友社発行の「教育音楽」小学版の編集責任者でもあつたが、同誌一一五頁においてはチューリップの作詞者を文部省としている。また、【P14】は、右の教科書及び雑誌のいずれにおいても、チューリップの作曲者が【P11】であることを自ら認めているし、更に、昭和二九年七月三日、東京新宿文化会館ホールで開催された【P11】先生作品集発表演奏会において挨拶をしているが、そのなかでチューリップの作曲者が【P11】であることを自認している。

(七) 被告らは、後述のとおり、【P14】がコヒノポリの作詞、作曲者である旨主張しているが、同人は、昭和一三年五月一日合資会社共益商社書店（以下「共益商社書店」という。）発行の「学校音楽」八一頁、昭和一四年五月一日同書店発行の同誌五九頁、昭和一五年五月一日同書店発行の同誌七四頁において、コヒノポリについて自ら解説し、この歌詞が瀧廉太郎編輯の明治三四年七月同書店発行の「幼稚園唱歌」の中にある「鯉幟」に似ている旨主張するものの、自ら作詞、作曲したとは一言も主張していない。また、【P14】は、昭和三一年五月一日音楽之友社発行の「教育音楽」一一六頁において、コヒノポリについて自分が編曲した旨主張し、自ら作曲したとはいつていない。更に、【P14】は、昭和五八年五月五日発行の読売新聞紙上において、「コヒノポリは一般から募集した歌詞に手を加え、私が作ったもの」と主張し、自ら作詞したものではなく、補作したことを自認している。

2 被告らは、原告が本件歌詞について著作者人格権、チューリップ、カミナリサマ、オウマについて併せて著作権を有することを争っている。

3 (一) 【P14】及び被告音楽著作権協会は、原告が昭和四五年に本件歌詞について被告音楽著作権協会に対し著作権信託申込を、文化庁に対し著作者の実名登録申請をそれぞれしようとしたときに、次のとおりこれを妨害した。

(1) 原告は、前述のとおり、昭和四五年五月七日発行の赤旗の紙上にコヒノポリ及びチューリップの作詞者であることを公表したところ、チューリップの作曲者である【P11】から手紙がきて、本件歌詞について被告音楽著作権協会に対し著作権信託申込を、文化庁に対し著作者の実名登録申請をそれぞれするようとの助言があつた。原告は、同年五月下旬には、被告音楽著作権協会から、本件歌詞の作成経緯について電話による調査を受けて、これに回答し、続いて六月五日、被告音楽著作権協会に呼び出され、同協会において常務理事【P15】、業務局資料部長【P16】、【P11】と会談し、本件歌詞の作成経過について調査を受けた。原告は、その席で、右【P15】から著作権信託の手続きを採るように勧められたので、被告音楽著作権協会も原告の話を了承したものと理解した。

(2) しかるに、【P14】及び被告音楽著作権協会は、原告の被告音楽著作権協会に対する著作権信託申込と文化庁に対する著作者の実名登録を阻止しようとして共謀し、イ 被告音楽著作権協会は、同年七月初旬に原告を再度呼出し、原告が被告音楽著作権協会に出向いたところ、同協会の職員は、原告に対し東邦音楽学校の【P14】に面会するように指示した、ロ 原告は、被告音楽著作権協会の指示であつたので、同日、東邦音楽学校に赴き、【P14】と面談し、本件歌詞の作成経緯について説明したところ、【P14】は、原告に対し、「コヒノポリの作詞者は新国某である。」と述べ、更に、「一〇余年前の某月某日までに著作権の申出のないときは、著作権は無効になる」旨の広告が記載されている幅二cm、長さ二〇cm程のコピー紙片を示しながら、「音楽関係の本に広告を出したから、原告のように届出をしなかつた人の著作権は無効であり、本件歌詞の著作権も無効である」旨述べたため、原告は、【P14】の右言動を真実なものとして誤信し、本件歌詞も長く放置していたので、著作権は無効となり、登録できないものと判断して、今日に至

つた。なお、【P14】は、右会談の際にも、チューリップの作詞を自分が行ったというようなことは、一言も述べていない。

(3) 【P14】は、昭和四四年一月二〇日設立の被告音楽著作権協会の前身である訴外大日本音楽著作権協会の設立会員であり、その後、被告音楽著作権協会の評議員に就任して活躍する等、被告音楽著作権協会と関係が深く、また、教育音楽家として知名度が高いため、被告音楽著作権協会に対し影響力を行使する立場にあった。また、【P14】は、昭和四五年当時、訴外協会の会長として、同協会の運営に当たっていたが、同協会の財源は、コヒノボリ、チューリップ等「エホンシヤウカ」に掲載された童謡によつて得られる著作物使用料に大きく依存していたので、原告がコヒノボリ、チューリップの作詞者であるということになると、被告音楽著作権協会から訴外協会に支払われていた著作物使用料が入らず、同協会の存立が危うくなるおそれが生じた。一方、被告音楽著作権協会は、従来から、コヒノボリ、チューリップの著作権者は訴外協会であるとして、レコード会社等から著作物使用料を徴収し、その一部から管理手数料を得ていたものであるから、全く無名で老齢の原告よりも、長年にわたり被告音楽著作権協会に功績がありながら財政的に苦境に陥つた訴外協会の方を救おうと考へ、【P14】と共謀して、原告の著作物の著作権信託及び実名登録を阻止しようとしたのである。

(二) 【P14】は、(1) 訴外【P17】に対し、コヒノボリの作詞作曲は【P14】であり、チューリップの歌詞は【P14】と【P11】の合作であると虚偽の事実を述べて、右【P17】編集の昭和四四年七月一五日株式会社講談社(以下「講談社」という。)発行の「日本の唱歌(中)」にその旨記載させて(同書一五八頁、一七八頁)、これを公表し、(2) 株式会社主婦の友社(以下「主婦の友社」という。)第二編集部長【P18】に対し、チューリップの作詞作曲は【P14】と【P11】の合作であると虚偽の事実を述べ、昭和五六年五月一日同社発行の「わたしの赤ちゃん」五月号にその旨記載させて、これを公表させ、また、(3) 昭和四四年一月、コヒノボリを自ら作詞、作曲したと称して、出身地の新潟県南魚沼郡<以下略>中之島小学校校庭と東京都文京区<以下略>の吉祥寺境内に、歌碑を建設し、更に、同五六年八月、「顕彰碑建立記念誌こいのぼり」という作曲集を発行している。

(三) 【P14】は、昭和五七年一月、被告音楽著作権協会に対し、自己がチューリップ及びコヒノボリの著作者であるとして、無名著作物から【P14】の著作物に切り換えて管理するよう申し入れたところ、被告音楽著作権協会は、チューリップ及びコヒノボリが無名著作物として公表されているため、公表後五〇年で著作権が消滅してしまい、著作物使用料をレコード会社等から徴収することができなくなることをおそれ、昭和五八年三月、【P14】と共謀して、レコード会社等に対して、従来訴外協会とされていたコヒノボリの作詞作曲及びチューリップの一番の作詞者をいずれも【P14】に変更する旨通知し、その後、録音許諾申請を【P14】名で行わせ、また、レコードのラベル等にも【P14】の名前を表示させている。

4 被告音楽著作権協会は、昭和四五年七月一日から同六三年七月までの間、チューリップ及びコヒノボリの著作物使用料として、毎年少なくとも四〇〇万円を、レコード会社、出版社、放送局等から徴収しているところ、同四五年七月から同五七年一月までは、そのうちに合計五二〇〇万円を訴外協会に対し、同五八年一月から同六三年七月までは、そのうち合計二二〇〇万円を【P14】又はその遺族である被告らに対し、コヒノボリ及びチューリップの著作物使用料として分配しているが、このうちチューリップについての使用料は、それぞれその半額の二六〇〇万円、一一〇〇万円である。

5 原告は、【P14】及び被告音楽著作権協会の右3の妨害行為により、コヒノボリ及びチューリップについての被告音楽著作権協会に対する著作権信託手続及び文化庁に対する実名登録の手続を採ることを阻害された。その結果、原告は、チューリップの著作権者として本来受けうる著作物使用料を受領できず、同額の損害を被つたものであるが、その金額は、前述の4のとおり合計で三七〇〇万円である。なお、テフテフ、タンポポ、コヒノボリは、前述のとおり、昭和六年一月二五日発行の「エホンシヤウカ」ハルノマキに無名で公表されているので、昭和三六年一月二三日をもって、その著作権の保護期間は消滅している。

また、【P14】及び被告音楽著作権協会は、本件歌詞の著作者が原告であることを知りながら、右3の各行為により著作者が【P14】であると主張して、原告の氏名表示権を侵害したものであるが、右3(一)、(二)の行為により原告が受

けた精神的損害は二〇〇〇万円、右3(三)の行為により原告が受けた精神的損害は一〇〇〇万円を下らない。

【P14】は、本訴提起後の昭和六一年三月一七日死亡し、被告【P1】、同【P2】は各六分の一の限度において、被告【P3】、同【P4】は各三分の一の限度においてそれぞれ【P14】の一切の権利義務を相続により承継取得した(以下右被告ら四名を「被告【P1】ら四名」という。)

6 よつて、原告は、被告らに対し、本件歌詞について著作者人格権及びチューリップ、カミナリサマ、オウマについて併せて著作権の確認、並びに前記不法行為による損害賠償として前記損害金の合計六七〇〇万円のうち五八三二万円の支払いを求めらる。

二 請求の原因に対する被告【P1】ら四名の認否及び主張

1 (一) (1) 請求の原因1柱書の実実は否認する。

(2) 同1(一)については、第一文の実実及び第二文のうち公募によつては歌詞がなかなか集まらなかったとの事実は認め、その余の事実は知らない。

(3) 同1(二)の事実は知らない。

(4) 同1(三)の事実は否認する。

(5) 同1(四)については、「エホンシャウカ」ハルノマキが昭和六年一二月二五日に発行された事実は否認し、その余の事実は認める。

(6) 同1(五)の事実は認める。

(7) 同1(六)第一文の事実は認め、第二文の事実のうち、原告主張の教科書及び雑誌においてチューリップの作曲者を【P11】と認めているとの事実は認め、その余の事実は否認する。

(8) 同1(七)第一文及び第二文の事実は認め、第三文の事実については、読売新聞に同趣旨の記事が記載されたことのみを認め、その余の事実は否認する。

(二) 同2の事実は認める。

(三) (1) 同3(一)柱書の実実は否認する。

(2) 同3(一)(1)の事実は知らない。同3(一)(2)については、原告が【P14】と面談した事実のみを認め、その余の事実は否認する。

(3) 同3(二)(1)、(2)の事実については、原告主張の書籍に原告主張の記載があることは認め、その余の事実は否認する。同3(二)(3)の事実は認める。

(4) 同3(三)の事実は知らない。

(四) 同4の事実は否認する。チューリップ及びコヒノボリの著作物使用料は、すべて著作権者である訴外協会に分配されており、【P14】は、個人として著作物使用料の分配を受けたことはない。

(五) 同5の事実については、相続に関する事実は認め、その余の事実は否認する。

2 (一) 【P14】は、明治三〇年八月一四日出生し、大正一〇年三月東京音楽学校甲種師範科を卒業後、香川師範学校、赤坂尋常小学校等の教員を歴任、昭和一二年八月学習院助教授を経て、同一六年四月から同三八年三月まで同教授、同四〇年四月から東邦音楽大学教授を歴任している。

(二) 【P14】は、大正一一年五月から東京市赤坂尋常小学校に訓導として在職し、唱歌(専科)を担当していたが、大正一一年は、右小学校の創立五〇周年に当たっていたため、当時右小学校を挙げて創立五〇周年記念行事に取り組んでいた。【P14】は、大正一一年一月一二日挙行された「創立五十年記念式」の式場係の一人に選ばれ、また、翌一三日に催された「創立五十年記念童謡大会」にも唱歌担当の教師として、児童の指導に当たり、更に、右小学校から創立五〇周年式典に際して児童の歌う唱歌の指導を依頼され、「赤坂尋常小学校創立五十周年記念日の歌」(甲第八三号証の二記載の楽曲)を作曲した。

(三) 【P14】は、訴外協会設立後間もない大正一四年九月、訴外協会の評議員に委嘱され、同時に評議員の互選により理事に指名委嘱され、その後も昭和二年、同四年一月、それぞれ評議員に委嘱され、同協会発行の機関誌「教育音楽」の編集を担当していた。訴外協会は、昭和五年一〇月ころ、「新時代に適する幼稚園唱歌」と銘打って、一般から歌詞を募集することを計画し、機関誌「教育音楽」の誌上に応募要領を掲載し、コヒノボリ、チューリップ等を含む三一の題目について歌詞を公募した。しかし、なかなか適当な良い歌詞が集まらなかったため、【P14】は、自らいくつかの題目について作詞を試みることにし、コヒノボリとチューリップの作詞をした。【P14】は、チューリップについては、以前に自分が作

曲した「赤坂尋常小学校創立五十周年記念日の歌」を思い出し、これに合わせて作詞をした。なお、【P14】は、昭和五年五月五日にも次男の誕生祝に際し、右曲に合わせて作詞した経験を有しており、右曲が歌いやすく唱歌に適した曲であると自負し、いつかこの曲に詞を付して広めようと考えていたのである。原告は、後述の四1(二)において、作詞が先に存在して初めて作曲が可能であると主張するが、一般論としてはそうであっても、明治の文明開化以降、外国の曲に日本語の歌詞を付することが数多く行われ、その過程で多くの名曲が生れており、日本においては、作曲したものに作詞をすることは決して珍しいことではない。

(四) コヒノボリは、昭和七年一月初旬ころ、訴外協会発行の「エホンシヤウカ」ハルノマキに掲載され、チューリップは、昭和七年七月一八日同協会発行「エホンシヤウカ」ナツノマキに掲載された。コヒノボリ及びチューリップは、いずれも無名著作物として公表されているが、これは、当時、文部省から教材として使用する著作物については著作者名を表示しないようにとの指導がだされておられ、これに従ったためである。なお、「エホンシヤウカ」ハルノマキは、その奥付に昭和六年一二月二五日発行とあるが、実際には、訴外協会の当時の会長【P19】会長がヨーロッパ旅行中であつたため、同会長の帰国後その承認を得て翌年一月初旬ころ公刊されたものである。

(五) チューリップの作詞者、作曲者については、【P14】と【P11】との間で争いがあつたところ、昭和三三年ころから東京音楽学校の同窓会組織である「同声会」有志による調停があり、その結果、【P14】と【P11】との間において、昭和三六年ころ、チューリップの曲及び詞のいずれも兩名の共作であるとの合意が成立した。そのため、【P14】は、その後は外部に対しても、チューリップの曲及び詞は【P11】との共作であるとの態度を取り続けた。例えば、昭和五年五月一日主婦の友社発行の「わたしの赤ちゃん」などにもその旨記載させている。しかし、チューリップは、無名著作物であるから、その著作権の保護期間が昭和五七年末に終了するため、【P14】は、そのころ、被告音楽著作権協会に対し、同人が作詞者であるとして、著作権法五三条二項の規定による同条一項の適用除外を申請したのである。

(六) 本件においては、原告が本件歌詞を作詞したことを積極的に証明するものは何もない。また、原告は、作詞について専門的な教育を受けたことはなく、それまで作詞の経験も全くないのに、短期間に本件歌詞を作詞し、しかも、それが音楽教育の専門家の集団である訴外協会に選ばれ、その後は現在にいたるまで一曲も作詞していないというのは、不自然である。また、原告は、訴外協会との関係も深く、その親密なつながりの中で、本件歌詞の作詞を依頼された旨主張するが、そうだとすれば、何故原告が作詞をしたとの事実が埋れてしまつたのかという疑問が残る。

(七) 原告は、後述の四1(一)のとおり、赤坂尋常小学校創立五十周年記念式においては、赤坂尋常小学校創立五十周年記念日の歌は歌われていない旨主張するが、「創立五十年祝賀二関スル記録」によれば、大正一一年一月一二日挙行された記念式において、右記念日の歌が歌われたことを伺わせる記録がある。また、原告は、後述の四1(三)のとおり、右記念日の歌の楽譜(甲第八三三号証の一、二)は戦後に偽造されたものであると主張するが、(1)原告が戦前には使用されなかつたとする「尋」、「平」、「関」等の字については、当時から使用されていたものであり(乙第一号証、甲第八六号証の一参照)、原告は、活字体と筆記体による場合とを混同している。また、「学」の字の略字についても、当時から略字が使用されていたのである(甲第八六号証の二参照)。更に、「澄宮」の「澄」の字の誤記、二字目の「萬」の字の略した記載が不敬罪に当たるというのは、何を根拠とするのか不明である。(2)原告は、戦前は「作詞」という言葉を使用しなかつたと主張するが、全く使用しなかつたという事実はない(甲第一六号証参照)。(3)原告は、「V」記号は休止符号であり、ここで息を止めれば、歌を歌うことは不可能であると主張するが、右の記号は、息つき(プレス)記号であつて、休止符号とは、はつきり区別される。したがつて、右の記号のところで息をつぐもので、息を止めてしまうものではない。息つきは、歌唱表現上の記号であり、旋律の流れとし、必然的な息つきである。(4)原告は、「記念日」を「ん」が発音できず、「きねび」となつてしまふと主張するが、一音一語が原則であつても、このような簡単な曲では、そこまで正確に楽譜を書くとかえつて繁雑になるし、この程度のことば、演奏者に任されるものなのである。また、原告が主張するように、「すみのみ」と「やさま」に分裂してしまふことはない。なぜなら、旋律の構成は、二小節

が一つのフレーズ（まとまり）をなしているからで、「すみのみやさま」が一息に二小節の中で歌われるのである。（５）原告が主張するような一番カタカナ、二番ひらがなという記載例が絶対的なものではないことは、甲第九二号証の五の記載例からも明らかである。（６）右楽譜について千葉地方裁判所五八年（ワ）第五五八号、第一一〇二号事件において提出された鑑定書によれば、同楽譜の原本である「記念の思出【P20】」との書込みが【P20】の筆跡であることが認められている。

3 訴外協会は、昭和五年十一月発行の機関誌「教育音楽」誌上で、同記載の募集要領に基づいて、チューリップ、コヒノボリ等の題目について歌詞を公募したのであるが、同募集要領には、「当選歌の著作権は本会の所有とす」と記載されているのであるから、仮に原告が本件歌詞を著作したものであるとしても、本件歌詞の著作権は、訴外協会に帰属している。なお、原告は、訴外協会の理事の【P5】から、原告の父【P6】を介して依頼を受け本件歌詞を作歌した旨主張するが、本件歌詞のすべてが、右「教育音楽」において募集された歌詞の題目に含まれていることからみて、原告は、訴外協会の募集に応じ、本件歌詞を作歌して訴外協会に提供したものと解すべきである。

三 請求の原因に対する被告音楽著作権協会の認否及び主張

1 (一) (1) 同1柱書の実実は知らない。

(2) 同1(一)第一文の実実については、幼稚園唱歌研究部の存在は知らないが、その余の実実は認める。同1(一)のその余の実実は知らない。

(3) 同1(四)の実実については、「エホンシヤウカ」ハルノマキが昭和六年一二月二五日に発行された実実は否認し、その余の実実は認める。

(4) 同1(五)の実実は知らない。

(二) 同2の実実は認める。

(三) (1) 同3(一)柱書の実実は否認する。

(2) 同3(一)(1)の実実については、原告が原告主張のころ被告音楽著作権協会を訪問した実実は認め、原告が原告主張の赤旗紙上に原告主張の実実を公表したとの実実及び【P11】からの助言の実実については知らない。その余の実実は否認する。同3(一)(2)の実実のうち、【P14】との応対に関する実実については知らない。その余の実実は否認する。

(3) 同3(二)(1)、(2)の実実は知らない。

(4) 同3(三)の実実は否認する。

(四) 同4の実実は否認する。

(五) 同5第一解、第二段の実実は否認する。

2 被告音楽著作権協会は、昭和二五年一〇月二〇日、訴外協会から本件歌詞について著作権信託の申込を受けた。訴外協会は、本件歌詞は、いずれも「エホンシヤウカ」ハルノマキ又はナツノマキに掲載されているが、これらは訴外協会が著作権取得を条件とする募集に応募した作品であり、その著作権は訴外協会にある旨届け出た。被告音楽著作権協会は、右の届出に基づき、本件歌詞についてその後管理を始めた。「エホンシヤウカ」ハルノマキは、昭和七年二月に、同ナツノマキは、同年七月にそれぞれ発行され、本件歌詞は、いずれも無名著作物として公表されたので、昭和五七年一二月三日の経過によりその著作権は消滅すべきものであつたが、【P14】は、チューリップについては、昭和五六年五月一日主婦の友社発行の「わたしの赤ちゃん」五月号に、コヒノボリについては、昭和五六年八月一日音楽之友社発行の【P14】先生顕彰碑建立記念誌「こいのぼり」にそれぞれ自分が作詞者である旨公表し、その後、被告音楽著作権協会に対し、右公表をしたこと及び右二曲の歌詞の著作者であることを届け出た。そのため、被告音楽著作権協会は、本件歌詞のうち、チューリップ及びコヒノボリについては、現に著作権があるものとしてこれを管理しているが、本件歌詞のうち右二曲以外のものは、著作権が消滅しているので、これを管理していない。また、被告音楽著作権協会は、右の経緯でコヒノボリ及びチューリップの作詞者を【P14】としたものであり、この措置は、原告が本件歌詞の著作者であることが確定されていない段階においてなされたものであつて、原告に対する不法行為を構成するものではない。

3 原告が昭和四五年六月五日に被告音楽著作権協会を訪問した際に、被告音楽著作権協会の職員が原告に対してした説明の要旨は、(1)原告は、本件歌詞を作詞した旨説明するが、被告音楽著作権協会は、前2の経緯によつて、訴外協会が著作権を有する著作物として管理しているのである、(2)原告が本件歌詞の著作権を有しないとしても、著作権法上の実名登録をすることは可能であり、その手続は、

文化庁著作権課で取り扱っている、(3)原告が右の実名登録をしても、被告音楽著作権協会は、原告から著作権の信託を受けることはできない、(4)訴外協会が本件歌詞についての著作権を原告に移転すれば、被告音楽著作権協会は、原告からの信託申込を受け付けることができる、というものである。なお、被告音楽著作権協会の職員は、同日、原告に対し、信託申込に必要な用紙類を交付しているが、これは、前記説明の趣旨に基づくものである。また、被告音楽著作権協会の職員は、原告からの依頼により、訴外協会の会長である【P14】に問い合わせ、同人との面会の日時、場所を原告に連絡しているが、原告と【P14】との会談の内容については一切知らない。被告音楽著作権協会は、真実の著作者を判定する立場にないのので、被告音楽著作権協会の会員ではない原告に対し、著作物の作成経緯を調査するために出頭するように指示するはずはない。

4 (一) 原告は、訴外協会の機関誌の編集責任者であつた【P5】から原告の父【P6】に作歌の依頼があり、父の命を受けて、本件歌詞を作歌した旨主張するが、そうであれば、原告が本件歌詞を作歌したことを【P5】が知らないはずはなく、そして、同人が知つていたとすれば、「エホンシャウカ」の編纂会議の席上で本件歌詞の作詞者として原告の名前が話題にならなかつたはずはない。しかし、当時訴外協会の理事であつた【P11】及び同協会の理事であり、「エホンシャウカ」の編纂委員でもあつた【P21】は、原告の名前を聞いていなかつたというのであるから、原告の主張の真実性には多大の疑問がある。

(二) 原告は、原告本人尋問において、「チューリップは、当時小学校一年生の読本の冒頭が、サイタ サイタ サクラガサイタであつたので、これを下敷にし「た」旨陳述しながら、その後、チューリップは、昭和八年から教科書として採用されたいわゆる「サクラ読本」のもととなつた資料をみて作詞したものであると主張している。しかし、昭和八年四月から採用された小学校の教科書の内容を、同六年当時既に資料によつて知つていたということは、極めて特異な事柄に属するものであるから、原告が本人尋問に際し、これを全く忘却していたということは理解しがたい。したがつて、原告本人尋問の陳述内容の真実性も疑問である。

5 (一) 被告【P1】ら四名の主張3を援用する。

(二) 仮に、右(一)の主張が認められないとしても、訴外協会は、チューリップ及びコヒノボリについては、その公表時から同協会が著作権を有する著作物として管理し、被告音楽著作権協会にその管理を信託した後も、著作権者として著作物使用料の分配を受けていたものであるから、少なくともその公表時から二〇年を経過した時点において、その著作権を時効により取得している。

四 被告らの主張に対する原告の反論

1 被告【P1】ら四名の主張2について

(一) 【P14】は、次に述べるとおり、大正一一年に「赤坂尋常小学校創立五十周年記念日の歌」を作曲していない。すなわち、現在港区立赤坂小学校に保存されている記録には、「赤坂尋常小学校創立五十周年記念日の歌」のガリ版刷は存しない。また、赤坂尋常小学校が大正七年に増改築された当時発行された記念誌には、記念の歌が掲載されているにもかかわらず、赤坂尋常小学校の「開校五十年記念誌」には、右記念日の歌が記載されていない。更に、赤坂尋常小学校の「創立五十年祝賀二関スル記録」にも、右記念日の歌が【P20】によつて歌われたとの記録もないし、その後、赤坂尋常小学校で大正一一年一月一日開催された童謡大会で右記念日の歌が歌われたとの記録もない。

(二) 被告【P1】ら四名は、【P14】が、赤坂尋常小学校創立五十周年記念日の歌に合わせてチューリップを作詞した旨主張するが、一般に、童謡や歌謡曲の場合、作詞が先に存在して初めて作曲が可能であり、作曲されたものに作詞するとは考えられない。

(三) 赤坂尋常小学校創立五十周年記念日の歌の楽譜(甲第八三号証の一、二)は、次に述べるとおり、戦後偽造されたものである。すなわち、(1)「尋常小学校」について「尋」の文字を用いているが、戦前は「尋」と書いたはずであり、「学」の字も、昭和二年一月一六日内閣告示第三号当用漢字表で初めて認められた字であつて、戦前は全く使用されていなかつたものである。また、「校閲」の「閲」も、戦前は「閱」と書き、「【P14】」の「平」も、戦前は「平」と書いたはずである。更に、「澄宮殿下の「澄」の字を誤記したり、「萬々歳」と「萬」の字を略して記載することは、戦前では不敬罪にも該当する事案である。また、澄宮殿下は、大正一一年一月一日に赤坂尋常小学校を訪問されているのに、この楽譜には「大正十一年十一月十一日本校にお成りになられます。」と誤つ

た記載がされている。(2) また、戦前は、この楽譜のように「作詞」という言葉を使用することは全くなく、「作歌」、「歌」、「謡」、まれに「作詩」という言葉が使用されていたのである。(3) 楽譜中、「V」の記号が記載されているが、これは休止符号であるから、ここで息を止めれば、歌を歌うことは不可能である。また、「今日は」という文句は、音符どおり歌うと、「協和」と発音せざるをえず、「記念日」も「ん」が発音できずに「きねび」となり、「澄宮様」も「すみのみ」と「やさま」に分裂してしまう等、詞と曲が合わず、後日、曲に詞を強引に挿入したとしか考えられないものである。(4) この楽譜の歌詞は、二番、三番がひらがなで記載されているが、戦前は慣習として、一番をカタカナ、二番をひらがな、三番をカタカナの順序で記載し、読み違えないように配慮されていたのであつて、ひらがなで記載するのは戦後のことである。以上によれば、この楽譜が戦後に偽造されたものであることは、明らかである。

2 被告【P1】ら四名の主張3及び被告音楽著作権協会の主張5(一)について原告は、作詞の専門家である原告の父【P6】が訴外協会の理事である【P5】から依頼されたために、父から命じられて本件歌詞を作歌したものであるとつて、訴外協会の一般公募のことは全く知らないで本件歌詞を作歌したものであるから、このような場合、原告については、一般公募の条件は適用されず、本件歌詞の著作権は、専門家として作歌した原告に帰属するというべきである。

第三 証拠関係(省略)

理 由

一 本件歌詞の著作者について

1 請求の原因1(一)の第一文の事実は、幼稚園唱歌研究部の存在の点を除き、当事者間に争いがなく、右事実と原本の存在及び成立に争いのない甲第一ないし第一一〇号証、第一三〇号証、第九二〇号証の一ないし五によれば、次の事実が認められる。

訴外協会は、大正一一年に設立され、翌年一月から機関誌「教育音楽」を毎月発行するとともに、全国の音楽教育関係者に新しい唱歌教材を提供しようとして計画していたが、昭和五年六月には、同協会に幼稚園唱歌研究部を設置し、翌七月には、同協会の理事【P5】ほか九名を幼稚園唱歌研究部委員に委嘱し、同年一月一日発行の機関誌「教育音楽」において、同研究部委員会が選択したチュウリップ、こひのぼり、てふてふ、おうま、たんぼぼ、かみなりさま、おかあさん、あかちゃん及びおたんじょうび等の三一の歌題について、幼稚園唱歌歌詞を募集した。この幼稚園唱歌歌詞の募集に対しては、幼児教育の関係者を中心に応募があり、同年一月中に応募歌詞七〇句が集まった。応募歌詞については、幼稚園唱歌研究部の委員が審査をし、修正を加え、当初は約二〇篇の歌詞ができあがり、その後再募集して更に一〇篇の歌詞を得、残りの一〇篇を専門家に委嘱して、昭和六年九月下旬には幼稚園唱歌の歌詞についての審査をほぼ終了し、合計四〇篇の歌詞ができあがった。作曲については、同年七月から作業に着手し、同年一月には四〇歌曲全部についての選定が終了し、この四〇歌曲は、「エホンシャウカ」ハルノマキ、ナツノマキ、アキノマキ、フユノマキにおいて公表されることになった。昭和七年一月一日発行(同六年一二月二五日印刷)の「教育音楽」一〇巻一号にその宣伝広告が掲載されている「エホンシャウカ」ハルノマキ(訴外協会編纂、同六年一二月末公刊予定)において、本件歌詞のうち、テフテフ、タンポポ、コヒノボリが、作詞者、作曲者を明記せずに無名著作物として公表され、また、その後昭和七年七月に公刊された「エホンシャウカ」ナツノマキ(訴外協会編纂)において、本件歌詞のうち、チュウリップ、カミナリサマ、オウマが、同じく作詞者、作曲者を明記せずに無名著作物として公表された。

2 原告は、訴外協会の理事【P5】は、昭和六年八月末か九月初めころ、原告の父【P6】に対し、一〇篇の題目について作歌を依頼し、父【P6】は、長女である原告にその作歌を命じ、原告は、それから一か月の期間内に本件歌詞を作歌した旨主張し、これに対して、被告【P1】ら四名は、【P14】は、昭和五、六年当時、訴外協会の理事及び評議員であつたところ、幼稚園唱歌について、適当な良い歌詞が集まらなかったため、自らコヒノボリ及びチュウリップを作詞作曲した旨主張するので、以下この点について判断する。

(一) まず、原告の右主張に関連する事実及び証拠について検討する。

(1) 前掲甲第五号証、原本の存在及び成立に争いのない甲第一二〇号証、第一四

号証、成立に争いのない甲第五七号証、第六三号証、第一三四号証、第一四〇号証、弁論の全趣旨により真正に成立したものと認められる甲第一二八号証の一、二、第一二九号証の二、第一三〇号証並びに原告本人尋問の結果によれば、次の事実が認められる。

原告の父【P6】は、昭和六年当時は、東京帝国大学文学部国文科の主任教授であつた。一方、【P5】は、訴外協会が大正十一年に設立されたころから、同協会の理事であり、昭和九年には同協会の理事長に選任されるなど、昭和六年当時、訴外協会の中心人物の一人であり、また、幼稚園唱歌研究部の委員でもあつたが、同人が大正三年に発行した「音程教本」の別冊である「音程教本伴奏譜」、同四年発行した「師範学校楽典教本」、「高等女学校楽典教本」、同五年に発行した「尋常小学唱歌教授提要」、同六年に発行した「三重唱歌教本」、同七年に発行した「単唱歌教本」、「二重唱歌教本」などは、いずれも【P6】の作歌により、共益商社書店により出版したものであつて、このように、【P5】は、【P6】に作歌を依頼することが多かつた。また、原告の母【P7】と【P5】は、東京音楽学校の同期生であり、【P5】の妻はその一期下であること、更に、【P5】が武蔵野音楽学校を創立した際には、【P6】、【P7】夫婦が物心両面にわたつてこれを援助していることにもみられるとおり、当時、福井家と藤村家とは、家族ぐるみの親しい交際をしていた。なお、原告の父【P6】は、昭和七年一月には、訴外協会において、「新高等小学唱歌の歌詞に就て」と題して【P5】とともに講演をしており、更に、原告の夫【P8】は、当時東京音楽学校の講師であつたが、昭和六年五月、一〇月、同年一二月の三回にわたつて、訴外協会において、「新尋常小学唱歌の歌詞について」、「新尋常小学唱歌第五・六学年歌詞の説明」と題して講演をしており、また、同じく同年一二月には、「新幼稚園唱歌の歌詞について」と題して講演をしており、原告の父及び夫は、訴外協会とも密接な関係を有していた。

(2) 成立に争いのない甲第一三一号証、第一三二号証の一、二、第一四二号証及び弁論の全趣旨により真正に成立したものと認められる甲第一二一号証並びに原告本人尋問の結果によれば、次の事実が認められる。

原告は、明治三四年一月一〇日、父【P6】、母【P7】の長女として出生し、大正一三年に東京府立第三高等女学校を卒業後、同高の高等科で二年間文学を学び、その後は、父【P6】の秘書のような仕事をして、父【P6】から作歌の指導を受け、また、その傍ら、ポトナムという短歌雑誌に短歌を寄稿していたが、昭和六年四月には、当時東京音楽学校の講師であつた【P8】と結婚した。原告の父【P6】は、東京帝国大学の文学部国文科の教授であり、国文学、国語教育の指導的立場にあり、文部省の各種国語審議会委員や検定委員をしていた。また、原告の母は、東京音楽学校の師範科を卒業後、東京府立第三高等女学校の音楽の教師等の経歴を有していた。このように、原告の家庭環境は、本件歌詞の作詞をするのにふさわしいものであつたし、殊に、原告は、父の仕事を手伝うことにより、作詞についての訓練も受けていた。なお、「サイタ サイタ サクラガ サイタ」ではじまる「小学国語読本」巻一（サクラ読本）は、昭和八年四月に刊行されたが、もともとは、同七年四月に刊行を予定して、同六年からその準備を進めていたものの、原案の仮名遣いを歴史的仮名遣いに変更せざるをえなかつたため、その刊行が一年遅れたものであるところ、同六年当時、原告の父【P6】は、サクラ読本の作成作業を進めていた文部省の官僚の【P9】、【P10】らから相談を受けることが多く、自宅には、サクラ読本の原稿等の資料があつたので、【P6】の秘書をしていた原告は、チューリップの作歌に利用したというそれらの原稿等の資料に目を通す機会を十分に有していた。

(3) 原告本人尋問の結果及び前掲甲第一二一号証（原告作成の報告書）及び成立に争いのない甲第一四一号証（原告代理人【P22】作成の原告の供述の聴取書）によれば、原告は、「原告は、訴外協会の理事【P5】から依頼を受けた父に命じられて本件歌詞を含む一〇篇位の歌詞を作歌して、訴外協会にこれを託し、本件歌詞が訴外協会に採用されたのであるが、本件歌詞の作歌に当たつては、当時文学少女であつたため、文芸的になりがちになるのを抑えて、ごく子供らしく平明に簡単にとすることを基本として、作歌をした。イ チューリップは、当時自宅にあつたサクラ読本の資料をみて、その冒頭が「サイタ サイタ サクラガ サイタ」で始まつていたので、幼稚園唱歌の方は「サイタ サイタ チューリップガ サイタ」でいいんじゃないかと思つた。また、チューリップの歌詞の「ドノ ハナ ミテ モ キレイ ダ ナ」は、赤も白も黄色もそれぞれの美しさ、良さがあるという意味であつて、これは、何事においてもそれぞれにいいものがあり、弱いものや

強いものにもそれぞれいいところを見て過ごそうといいう自分の人の生の基本的な考
え方、殊に、弱いものには目を配りたいという気持ちに基づくものであつた。口
テフテフは、当時原告がよく歌つていた落花散る花といひ、ヒラリヒラリチラリヒラヒラト
リクルハナオトナクシズカニコケニチルシクハナウツクシカグマに
という歌であつたと思ふが、その歌を下敷にして作つた記憶がある。ハオウマに
ついでには、原告の子供時代の家が千駄ヶ谷にあつて、その隣家の陸軍の官舎に馬小
屋があり、原告がしよつちゆう馬をなでたりして遊んでいふと、この軍人さん
のお馬が非常によく手入れをされ、可愛がられて、さつそうと毎朝出かけるの
し、同じく千駄ヶ谷にあつた馬車屋の馬は、重い荷物を引かされたうえに、鞭で打
たれているのが、非常に子供心に残り、それを歌の中で対比してみたいのである。
たがつて、オウマの歌詞の中で「ヘイタイサンノオウマハ」となつていのは、
実際は軍人さんのお馬のことである。ニタンポポについては、当時の千駄ヶ谷
は、現在の千駄ヶ谷の駅の前道路が全部原野であり、そこに敷き詰められたように
ンポポやクロバの花がいつばい咲いていて、子供時代にそこでよく遊んだが、タ
ンポポの白い綿毛を持つて走ると飛んでしまふのがとても印象的な遊びであつたの
で、そこを踏まえて、「タンポポノワタゲシロクテカルイ」と作歌した記
憶がある。ホコヒノボリについては、当時のコヒノボリは、プラスチックがなくて
檜の丸太で揚げたので、二階の屋根より高いといふことはなかつたし、また、ずつ
と以前は大きいマゴヒと大きいヒゴヒであつたのに、次第に小さいヒゴヒがつくよ
うになり、さつそうとした五月の風物詩としてのコヒノボリに小さいコヒがついて
から大変可愛らしい印象になり、親子が楽しそうに翻つていのが何ともいえず愛
らしいといふ印象を持ち、それを当初は「大空高いコヒノボリ（又は、青空高いコ
ヒノボリ）大きいマゴヒはお父さん、小さいヒゴヒは子供たち、面白そうに泳いで
いる（又は、気持ち良さそうに泳いでる）」と作歌した記憶がある。そして、それ
について、当時編集部員をしていた【P12】が「オオゾラタカク」となつていたの
を「ヤネヨリタカク」に直して欲しいといつてきた。当初の自分のイメージとは異
なつていと思つたが、子供の発想としてはいいんじゃないかなといふ印象を持つ
た。また、【P12】は、オホキイマゴヒとチヒサイヒゴヒをオホキイコヒとチヒ
サイコヒに直したいといつてきたが、原告は、当初の歌詞どおりマゴヒとヒゴヒと
し、その後、小さい子に分かるかしらと思つて、はつとした記憶がある。ヘカミ
ナリサマについては、先に題名を出して、その後から大雨が来るといふようなイメ
ージを浮かべながら作歌した記憶がある。ト原告の夫【P8】は、昭和六年一
二月、訴外協会に講演に行つた帰りに、原告が本件歌詞ほか数篇を作歌したお礼と
して、二〇〇円をもらつてきたことがある。原告は、そのことについては、二〇〇
円という金額が大変多額であつたことと、お礼の封筒に「【P8】令夫人殿」と記
載してあり、まだ結婚して間もないころに「令夫人」と言われたのは初めてであ
つたせいもあつて、よく覚えていふ。旨述べていることが認められるところ、右
供述は、具体的かつ詳細なその供述内容に照し、全体として信憑性の高いものとい
ふことができる。なお、原告は、チューリップについて、原告本人尋問の結果にお
いては、当時の小学校一年生の読本の冒頭が「サイタ サイタ サクラガ サイタ」
で始まるのを見て、チューリップを作歌した旨述べ、その後前イのとおりに訂正し
ているが、前認定のとおりに、当時藤村家には、父【P6】の仕事の関係上、サクラ
読本の原稿等の資料があり、それに原告が目を通していたとしても、少しもおか
しくはない状況であつたこと、及び、五〇年以上も前のできごとを正確に記憶して
いることは極めて困難であり、かえつて、原告が当初原告本人尋問の結果のよう
に述べ、その後、サクラ読本の発行年月日が昭和八年四月であつたことから、前
イのよりに供述の細目を変更しながらも、サクラ読本からそのイメージを得た
と供述の細目は維持していることからすれば、原告が右のように供述の細目
を変更した経緯は、むしろ、原告が当初から自己の記憶を追つてこれを忠実に述
べようといふことを推認させるものである。

(二) 次いで、被告【P1】ら四名の主張に関連する事実について検討する。

(1) 原本の存在及び成立に争いのない甲第一五号証ないし第一八号証によれば、
【P14】は、雑誌「学校音楽」の昭和一三年五月号、同年十一月号、同一四
年五月号、同一五年五月号において、「幼稚園五月の音楽指導」、「幼稚園十一
月の音楽指導」と題する解説の中で、コヒノボリほか数曲について説明をして
いるが、コヒノボリ以外の曲については、作詞者が判明しているものについて作
詞者を明記しているのに対し、コヒノボリについては、その説明のいずれにお
いても、コ

ヒノボリの作詞者、作曲者が自分であるとも、他の第三者であるとも主張しておらず、かえつて、この歌詞は、明治三四年七月二五日共益商社書店発行、瀧廉太郎編輯の「幼稚園唱歌」の中にある「鯉幟」に影響されたものかも知れないと思ふ旨述べていることが認められ、右認定の事実によると、【P14】は、コヒノボリは自分以外の者の作詞であるが、その作詞者が誰であるかについては自らは知らないことを前提にしてその説明をしているのである。また、原本の存在及び成立に争いのない甲第二八号証によれば、【P14】が代表編集人となつて昭和三年五月一日発行の雑誌「教育音楽」において、【P14】は、「全学年音楽資料室」と題する解説の中で、コヒノボリについて「えほん唱歌より、【P14】編曲」と記載しており、ここで初めて【P14】編曲としているものの、【P14】作詞、作曲とはしていないことが認められる。更に、成立に争いのない甲第六五号証によれば、【P14】は、コヒノボリの著者が原告か【P14】かについて取上げた昭和五八年五月五日の読売新聞の記事において、「コヒノボリは一般から募集した歌詞に手を加え私が作ったもの」と述べていることが認められ、右認定の事実によると、【P14】は、この段階においても、コヒノボリが一般から募集された歌詞に基づくものであるとし、自らが作詞したとはしていないのである。更にまた、成立に争いのない甲第三二号証、第三四、第三五号証、第三七号証によれば、昭和二九年大日本雄弁会講談社発行の教科書「しょうがくのおんがくI」においてコヒノボリの作詞作曲が「えほんしょうがく」だとされ、また、昭和四二年音楽之友社発行の教科書「新訂おんがく1ねん」において、コヒノボリの作詞作曲が「絵本唱歌」とされ、同じく昭和四九年音楽之友社発行の教科書「改定新版しょうがくせいのおんがく1」にも同様の記載があること、また、昭和三七年株式会社野ばら社（以下「野ばら社」という。）発行の童謡集「こどものうた」において、コヒノボリの作詞作曲が訴外協会とされており、そのいずれにおいてもコヒノボリについて【P14】作詞、作曲との記載はないこと、以上の事実が認められる。

(2) 原本の存在及び成立に争いのない甲第一九号証、第二一、第二二、第二七号証、第二九号証によれば、【P14】が編集人となつて昭和二六年五月一日音楽之友社発行の訴外協会の機関誌「教育音楽」掲載の【P23】の「小学一年五月の音楽指導」と題する解説において、チューリップについて「だれかのうた、いとうえたけしきよく」と記載されており、また、【P14】が代表編集人となつて同二九年四月一日発行の同誌の渡辺正己の「教材解説、四月の音楽指導」と題する解説、及び同三一年四月一日発行の同誌の【P24】の「小学一年音楽資料室」と題する解説において、チューリップについて「作詞不明、作曲【P11】」と記述され、更に、同じく【P14】が代表編集人となつて同三三年八月一日発行の同誌の【P24】の「唱歌戸籍調べ」と題する解説においても、チューリップの作曲者は【P11】と記載されており、なお、同じく【P14】が代表編集人となつて同二九年九月一日発行の同誌において、【P11】が、「ごまめのはぎしり」と題する随筆の中で、チューリップは自らが作曲したものである旨公表していることが認められる。また、原本の存在及び成立に争いのない甲第三〇号証、成立に争いのない甲第三一、第三三号証によれば、昭和三四年四月一日音楽之友社発行の訴外協会の機関誌「教育音楽」において、【P14】自身が、「第一学年の音楽指導資料」と題する解説の中で、チューリップについて文部省作詞、【P11】作曲と記載し、また、【P14】が編集人の一人となつて昭和二六年及び同三三年音楽之友社発行の教科書「おんがく しょうがく 一ねんせい」及び「改定版しょうがくせいのおんがくI」において、チューリップについて作詞者不明、作曲者【P11】と記載していることが認められる。更に、前掲甲第三二、第三四、第三五号証及び第三七号証並びに成立に争いのない甲第三六号証、第三九号証によれば、昭和二九年株式会社大日本雄弁会講談社発行の教科書「しょうがくのおんがく1」、昭和三三年二月二〇日株式会社岩波書店発行の岩波文庫、【P13】、【P11】編「日本唱歌集」、昭和四二年音楽之友社発行の教科書「新訂おんがく1ねん」、昭和四九年同社発行の教科書「改定新版しょうがくせいのおんがく1」及び昭和四三年一月一〇日同社発行の「【P11】作曲集」において、チューリップについて「作詞者不明、【P11】作曲」とされ、また、昭和三七年野ばら社発行の童謡集「こどものうた」において、チューリップについて作詞訴外協会、作曲【P11】とされていることが認められる。そして、成立に争いのない甲第四〇号証、第四三、第四六号証によれば、昭和四五年五月七日発行の赤旗において、原告がチューリップとコヒノボリの作詞者であるとの紹介記事が掲載され、その後、昭和四五年八月一日実業之日本社発行の【P13】著「定本

日本の唱歌」及び昭和五四年五月一四日株式会社全音楽譜出版社発行の「こどものうた1」において、チューリップについて作詞者【P25】（原告）、作曲者【P11】とされていることが認められる。なお、これに対して、成立に争いのない甲第六六号証の四によれば、昭和五六年五月一日主婦の友社発行の雑誌「わたしの赤ちゃん」において、チューリップについて【P14】及び【P11】共作と記載されていることが認められる。

(3) 原本の存在及び成立に争いのない甲第八八号証ないし第九一号証、第一〇六号証ないし第一一二号証、原告と被告音楽著作権協会との間において原本の存在及び成立に争いがなく、右事実及び弁論の全趣旨により原告とその余の被告らとの間においても原本の存在及び成立が認められる甲第一一三号証によれば、次の事実が認められる。

被告音楽著作権協会は、昭和五二年一月九日、訴外協会に対し、同協会からの照会について、無名著作物として公表されたもののうち、昭和六年に公表されたものは、昭和三六年に著作権が消滅し、昭和七年に公表されたものは、昭和五七年に著作権が消滅すること、及び、無名著作物は、著作権存続期間内に、著作者名を表示して公表したときは、その著作者のものとして著作権が存続するので、訴外協会が著作者に関する資料を所持する場合は、これを被告音楽著作権協会に提出するようにと説明したところ、当時【P14】が会長を務めていた訴外協会は、被告音楽著作権協会に対し、京浜女子大学教授【P26】作成の昭和五二年一月一七日付の「チューリップの作詞者は【P27】、作曲者は【P11】（原曲【P14】）、コヒノボリの作詞者は【P28】、作曲者は【P14】である。」旨記載された証明書を提出し、これに対して、被告音楽著作権協会は、同月三〇日、訴外協会に対し、右の証明書を採用することには問題がある旨回答した。訴外協会は、同年一月一七日、被告音楽著作権協会に対し、エホンシヤウカその他の児童唱歌について、作詞者及び作曲者に関する報告書を提出し、その中で、「コヒノボリの作詞者は代表【P28】、【P27】、【P29】、作曲者は【P14】、チューリップの作詞者は代表【P27】、【P14】、【P30】、作曲者は【P14】原作、【P11】編曲である。」旨の報告をしたところ、被告音楽著作権協会は、同年二月二日、右報告の内容の信憑性について疑いを持たざるをえないので、資料を再提出するようにと返答した。訴外協会は、右返答を受けて、昭和五三年二月八日、再び報告書を提出し、その中で、「コヒノボリの作詞者及び作曲者は【P14】、チューリップの作詞者は【P27】、【P14】、【P30】、作曲者は【P14】原作、【P11】編曲である。」旨報告したが、被告音楽著作権協会は、同年二月一七日、訴外協会に対し、右報告では不備である旨を重ねて通知した。訴外協会は、更に、昭和五四年五月一二日の総会で、チューリップは【P14】、【P11】の合作であり、コヒノボリは作詞、作曲ともに【P14】であると決議し、同年六月九日、被告音楽著作権協会に対し、右決議内容を報告したが、被告音楽著作権協会は、同月一八日、チューリップ及びコヒノボリの著作者を訴外協会の内部の内部の手続のみによつて決定することは法律上の問題がある旨返答した。その後、被告音楽著作権協会は、昭和五七年九月一日、訴外協会に対し、「エホンシヤウカ」ハルノマキ、ナツノマキ、アキノマキ、フユノマキにおいて無名著作物として公表された本件歌詞を含む三八の楽曲について、同年末をもつて著作権の保護期間が満了し、著作権が消滅すること、及び、訴外協会が著作権を有する楽曲は、大半が無名著作物で占められており、その著作者について信憑性のある資料が提出されないまま今日に至っているため、著作権法五二条二項の規定に該当する著作者の有無を再度点検、確認すべきこと、そして、今回著作権が消滅する楽曲の中には、極めて使用頻度の高いコヒノボリ及びチューリップが含まれていることを通知し、更に、被告音楽著作権協会は、昭和五七年一月二九日にも、訴外協会に対し、再度同旨の通知をし、著作権が消滅する前に、慎重かつ十分な調査をするように催促をした。これに対して、訴外協会は、当時も【P14】が会長であつたが、同年一月二七日、【P14】個人と連名で、「チューリップの著作者は、実際は、作詞、作曲ともに【P14】であるが、東京音楽学校の同窓会である同声会の調停により、作詞、作曲ともに【P14】と【P11】の共作である」とすることになつており、昭和五六年には主婦の友社発行の「わたしの赤ちゃん5月号」に、【P14】、【P11】共作として発表したもので、そのように取り扱つてほしい。」旨の文書を提出した。被告音楽著作権協会は、昭和五八年二月二八日、訴外協会、【P14】及び訴外【P31】に対し、右の文書及び訴外【P31】の昭和五七年一月二三日付文書に基づき検討した結果、チューリップの著作権の帰属に

については疑義があると認め、その疑義が解消されるまでの間、チューリップの作詞を【P14】、作曲を【P11】として第三者に許諾することとし、かつ、徴収した使用料の分配を保留することとする決定をした旨を通知した。

(4) 右(1)及び(3)によれば、【P14】は、昭和三年ないし同五年及び同三年ころに、コヒノボリを含む児童唱歌の作詞者、作曲者について記述する機会があり、現に、作詞者が判明している楽曲については作詞者を明記していたにもかかわらず、コヒノボリについては、いずれの機会にも自分が作詞者、作曲者であると記述していないばかりか、かえつて、他人の作詞、作曲に係るものであることを前提とした解説をしているのであり、また、訴外協会の会長の地位にありながら、昭和五年一月から同七年二月末にかけて、被告音楽著作権協会から、エホンシヤウカに掲載された楽曲について、無名著作物として著作権の保護期間が満了するため、その著作者を明らかにするよう求められたにもかかわらず、コヒノボリの作詞者について、当初は【P28】、次に代表【P28】、【P27】、【P29】とし、最後によやく【P14】としているのであり、更に、本件の問題が生じている昭和五年五月の段階においても、コヒノボリが一般から募集された歌詞であることを認めるかのような発言をしているところ、仮に【P14】がコヒノボリの作詞者であるとすれば、右のような一連の言動を採るといふことは経験則上到底考えられず、したがって、【P14】の右の言動からすれば、コヒノボリについての作詞者を【P14】と認めることは到底困難であるといふべきである。かえつて、右(1)及び(3)によれば、【P14】が被告音楽著作権協会に対し、最後に自分がコヒノボリの作詞、作曲者である旨報告したのは、専ら、訴外協会の財源として重要であつたコヒノボリの著作権を更に存続させ、その著作物使用料を訴外協会に帰属させることを目的としてなされたものと推認するに難くないほどである。

また、右(2)及び(3)によれば、【P14】は、昭和二六年、同二九年、同三〇年、同三年ころに、自分が編集人となつている音楽の教科書及び雑誌において、チューリップについて「作詞不明、作曲【P11】」と記述されているにもかかわらず、何らこれに異議を唱えておらず、また、昭和三四年には、自ら「第一学年の音楽指導資料」と題する解説の中で、チューリップについて「文部省作詞、【P11】作曲」と記述しているのであり、しかも、訴外協会の会長の地位にありながら、昭和五年一月から同七年二月末にかけて、被告音楽著作権協会から、エホンシヤウカに掲載された楽曲について、無名著作物として著作権の保護期間が満了するため、その著作者を明らかにするよう求められたにもかかわらず、チューリップの作詞者について、当初は【P27】、次に代表【P27】、【P14】、【P30】とし、最後に実際は【P14】であるが、同声会の調停により、【P14】と【P11】の共作として取り扱つてほしい旨要望しているものであるところ、仮に【P14】がチューリップの作詞者であるとすれば、右のような一連の言動を採るといふことは経験則上到底考えられず、したがって、【P14】の右の言動からすれば、チューリップについての作詞者を【P14】と認めることは到底困難であるといふべきである。なお、被告【P1】ら四名は、【P14】は、大正一一年に赤坂尋常小学校創立五十周年記念日の歌を作曲し、訴外協会が昭和五年に幼稚園唱歌を公募した際に、その曲をもとにチューリップを作詞したものである旨主張し、原本の存在及び成立に争いのない甲第八三三号証の一、二、前掲甲第九二二号証の一ないし五によれば、右の五十周年記念日の歌の楽譜とチューリップの楽譜とは、一か所を除いて同じであり、また、その相違する点も、前者がミ(へ長調)の八分音符が二つ続いているのに対し、後者がミの四分音符一つとなつているだけの差があるにすぎず、全体として同一性のある楽曲と認められるのであるが、第一に、仮に【P14】が、右の五十周年記念日の歌を大正一一年に作曲したものであるとしても、右事実から同人が昭和五年ないし六年にチューリップの作詞をしたことを直接推定しうるわけではなく、むしろ、右の(2)及び(3)の事実を照らせば、【P14】がチューリップの作詞をしたとの事実を認めることが極めて困難であることは、前述のとおりである。また、第二に、前掲甲第八三三号証の一、二及び弁論の全趣旨により真正に成立したものと認められる乙第八号証によれば、赤坂尋常小学校創立五十周年記念日の歌との題が記載されている表紙とその楽譜(甲第八三三号証の一、二。以下「本件楽譜」という。)が、ガリ版刷りで相当数印刷されており、そして、その楽譜に書き込まれている「記念の思出【P20】」との部分が、右【P20】により真正に署名されたものであることが認められるが、一方、右乙第八号証によつても、本件楽譜が実際に印刷された時期を現時点で認定するこ

とは困難であることが認められ、更に、右甲第八三号証の一、二及び原本の存在及び成立に争いのない甲第八五、第八六号証の各一、二によれば、本件楽譜においては、「澄宮様」の「澄」という文字が「澄」と不正確に記載されていること、「尋常小学校」の「尋」と「学」の文字が旧字体の「尋」、「學」と記載されていないこと、及び、赤坂尋常小学校において大正一一年一月一日に開かれた創立五十周年記念童謡童話大会においては、赤坂尋常小学校創立五十周年記念日の歌は歌われず、また、同年一月二日に同小学校において開かれた創立五十周年記念式の式次第においては、唱歌（記念式）との記載はあるが、右の記載が右の創立五十周年記念日の歌の唱歌を意味しているか否か明らかでないこと、以上の事実が認められ、更に、仮に【P14】がチューリップを作曲していたのであれば【P14】が編集人又は代表編集人となつている前記（2）の雑誌、教科書及び【P14】自身の解説等において、チューリップの作曲者を【P11】と記載することは、一般的に考えにくいことであり、以上の事情を総合すると、本件楽譜が大正五年に印刷されていたとの事実についても、多大の疑念をさしはさまざるをえないものであり、したがつて、被告【P1】ら四名の右主張は、採用しえないものといわざるをえない。

3 右の1及び2に認定したところによれば、チューリップ及びコヒノボリの作詞者が【P14】であると認めることは到底困難であり、そして、本件歌詞の作詞者が原告であるか否かの点については、訴外協会の幼稚園唱歌募集の経緯、原告の父【P6】と訴外協会の理事【P5】との密接な関係、原告、原告の父母及び原告の夫の経歴と原告の家庭環境並びに本件歌詞の作成経緯について原告本人尋問の結果及び原告作成の報告書等における原告の供述の信憑性など前認定の事実を総合すれば、本件歌詞は、原告主張の経緯で作詞されたものであつて、その著者は原告であると認めるのが相当である。なお、被告【P1】ら四名は、原告は、作詞について専門的な教育を受けたことはなく、それまで作詞の経験も全くないうちに本件歌詞を作詞し、しかも、それが音楽教育の専門家の集団である訴外協会に選ばれ、その後は現在にいたるまで一曲も作詞していないというのには、不自然であると主張するが、前認定判断によれば、原告の家庭環境は、本件歌詞の作詞をするのにふさわしいものであつたし、また、原告は、殊に父の仕事を手伝うことにより、作詞についての訓練も受けていたものであり、また、原告本人尋問の結果によれば、原告は、本件歌詞を作詞した後、子供が生まれ、その養育のため忙しく、作詞の仕事は継続しなかつたものの、現在でも日本文芸家協会の準会員であり、短歌又は俳句の創作活動を継続していることが認められ、右認定の事実によれば、被告【P1】ら四名が主張するよう不自然さも感じられず、したがつて、被告らの右主張は採用することができない。また、被告【P1】ら四名は、原告は、訴外協会との関係も深く、その親密なつながりの中で、本件歌詞の作詞を依頼された旨主張するが、そうだとすれば、何故原告が作詞をしたとの事実が埋れてしまつたのかという疑問が残ると主張するが、前掲甲第八八号証によれば、当時一般から公募された歌詞は、すべて無名著作物として公表されたことが認められるのであるから、原告が作詞したものについても、これを一般公募の歌詞と同様に無名著作物として取り扱うことにし、そのため原告が本件歌詞の作詞者であることが公表されず、一般には知られないまま長年月が経過したとしても、何ら異とするに足りず、したがつて、被告【P1】ら四名の右主張は、採用の限りでない。また、被告音楽著作権協会は、原告主張のとおり、【P5】が原告の父に作詞を依頼したのであれば、「エホンシャウカ」の編纂会議の席上で本件歌詞の作詞者として原告の名前が話題にならないはずはなく、当時「エホンシャウカ」の編纂委員であつた【P11】や【P21】のいずれもが原告の名前を聞いていなかったというのはいかたがましい旨主張するが、前掲甲第二号証によれば、訴外協会において昭和五年七月一日に選任された幼稚園唱歌研究部委員の中には、【P5】ら一〇名が入つており、【P21】及び【P11】は入つていなかったことが認められ、右認定の事実によれば、右兩名が本件歌詞の作詞者である原告の名前を知らなかつたとしても、何ら異とすべきものではなく、更に、原本の存在及び成立に争いのない甲第一九号証（【P21】の証人証書写）によれば、【P21】自身、訴外協会が、昭和五年、六年ころに幼稚園唱歌を募集した際、歌詞の募集及びその審査については直接関与していなかつたことを自認していることが認められるところであり、したがつて、被告音楽著作権協会の右主張も、採用するに由ないものといわざるをえない。

二 原告の著作権に基づく請求について

前掲甲第三号証によれば、訴外協会は、昭和五年一月一日発行の機関誌「教育

れていること、更に、同書一七八、一七九頁には、チューリップの楽譜と歌詞が記載されているところ、そのチューリップの歌詞の横に「エホンシヤウカ（ナツノマキ）」昭七・七と記載され、楽譜の右上に訴外協会作詞、【P11】作曲と記載されていること、また、歌詞の下に注釈書きがあり、「この歌の作られた事情は難しい。一般には、日本教育音楽協会が懸賞募集をして一般から募った歌詞に、【P11】が作曲したものとされている。…【P25】という女性が「赤旗」に、あれは自作であると投稿したことがあり、本によつては【P8】の作となつている。しかし、【P14】氏によれば、一般から募集した歌詞の中にはよいものがなかつたので、【P11】と【P1】で全歌詞を合作したものという。ほかに【P33】の作だとしているものもある。」との記載があること、及び、【P17】は、原告の元の訴訟代理人であつた小坂嘉幸に宛てた手紙において、右の記載のうち「【P14】氏によれば」とする部分は、同人の言葉を信じてそのまま記載したものであると述べていることが認められ、右認定の事実によれば、【P17】、【P32】編の右の本においては、コヒノボリ及びチューリップの歌詞は無名著作物であるといふ趣旨で訴外協会作詞と記載しているものと解され、また、注釈書きにしても、コヒノボリ及びチューリップの作詞者については、いろいろな説があることを紹介しているにすぎないものであつて、それぞれについて【P14】が作詞者であるとしているわけではないから、右の本の記載をとらえて、原告の氏名表示権を侵害するものということとはできない（なお、原告が、チューリップ及びコヒノボリについて、その公表時から、作詞者不明の取扱いとすること、すなわち、右の著作物を公衆に提供又は提示するに際しその氏名を表示しないとの取扱いを是認していたことは、前（一）認定の事実から明らかである。））。したがつて、請求の原因3（二）（1）による原告の氏名表示権侵害に基づく請求は、理由がない。続いて、請求の原因3（二）（2）について検討するに、昭和五六年五月一日主婦の友社発行の雑誌「わたしの赤ちゃん」において、チューリップについて【P14】及び【P11】共作と記載されていることは前二（二）（2）認定のとおりであり、そして、原本の存在及び成立に争いのない甲第九四号証によれば、【P14】と【P11】は、いずれがチューリップの作曲者であるかをめぐつて争つていたところ、昭和三六、三七年ころ、東京音楽学校の卒業生から、チューリップの作詞作曲は【P14】と【P11】の共作とするとの調停案が出されたこと、そこで、【P14】は、右調停案を飲み、外部に対して、チューリップの作詞作曲は【P11】と【P14】との共作であるとの態度をとり、その結果、前記の雑誌にもその旨記載されたことが認められ、右認定の事実によれば、主婦の友社が、右の雑誌に作詞作曲について【P14】、【P11】共作としてチューリップの歌詞を掲載したことは、まさに、著作物を公衆に提供する際に、著作者である原告の氏名を表示するとの原告の権利を侵害するものであるところ、【P14】は、前認定のとおりチューリップの作詞者ではなく、その著作者ではないにもかかわらず、主婦の友社をして、右の氏名表示権侵害行為をさせたものと認められるから、【P14】は、右の主婦の友社の行為により原告が被つた精神的損害を賠償すべき義務がある。次に、請求の原因3（二）（3）について検討するに、成立に争いのない甲第六九号証の一ないし九によれば、コヒノボリの楽譜と「【P14】先生顕彰歌碑」との文字が刻み込まれた歌碑が、昭和五四年一月四日には新潟県南魚沼郡<以下略>中之島小学校の校庭に、同五六年ころには東京都文京区<以下略>の吉祥寺境内に、それぞれ【P14】の音楽教育への功績に応えるため、顕彰碑建立委員会のメンバーを中心として建立され、その除幕式には【P14】も出席したこと、及び、同委員会は、同五六年八月、「【P14】先生顕彰碑建立記念誌こいのぼり」という作曲集を発行し、右の顕彰碑の写真及び【P14】作詞作曲としてコヒノボリの歌詞と楽譜を掲載していることが認められ、右認定の事実によれば、【P14】は、右の顕彰碑の建立及び右記念誌の発行により、【P14】がコヒノボリの作詞作曲であることを一般人に強烈に印象付けたものであり、【P14】の右行為は、原告のコヒノボリについての氏名表示権を侵害するものであるといわざるをえない。したがつて、【P14】は、前同様に、右の行為により原告が被つた精神的損害を賠償すべき義務がある。

（二）最後に、請求の原因3（三）について検討するに、前二（二）（3）に認定したところによれば、被告音楽著作権協会は、昭和五二年ころから、訴外協会に対し、エホンシヤウカに無名著作物として公表されたものの著作物が無名のままであると昭和五七年末に著作権が消滅するので、その著作者に関する資料を所持する場合は、これを被告音楽著作権協会に提出するように通知していたが、訴外協会

の方は、昭和五七年末に至るまで、度々、被告音楽著作権協会に対し、エホンシヤウカに掲載された楽曲等について、著作権者を報告するも、著作権者に関する資料を提出しえなかつたため、被告音楽著作権協会は、その都度、訴外協会の提出する報告書では不備である旨通知してきたこと、及び、チューリップやコヒノボリの作詞者等についても、訴外協会の報告が、その都度変更されていたこと、並びに、訴外協会は、【P14】と連名で、昭和五七年末になつて、チューリップの作詞、作曲者は、ともに【P14】と【P11】であるとの趣旨の文書を提出したところ、被告音楽著作権協会は、チューリップの著作権の帰属には疑義があることを認めながらも、今後、チューリップの作詞を【P14】、作曲を【P11】として第三者に許諾する旨決定し、その旨訴外協会、【P14】及び【P31】に通知したのである。右認定の事実によれば、被告音楽著作権協会は、チューリップについて、無名著作物であると認め、その保護期間が満了してしまつたため、その著作権者が【P14】であるのか、原告であるのか、あるいは他の第三者であるのか疑義があるにもかかわらず、その作詞者を【P14】として第三者に許諾する旨決定したものであり、そして、著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律に基づき、文化庁長官の許可を得て日本国内における音楽著作権の仲介業務をなす唯一の団体である被告音楽著作権協会が、右の決定をしたということは、以後、レコード会社、出版社等の音楽著作物を使用する第三者が被告音楽著作権協会の許諾を得てチューリップの歌詞を公表することになることを意味するところ、このことは、被告音楽著作権協会にとつても自明なことであり、したがつて、被告音楽著作権協会の右の決定及びその後の右決定に基づく許諾行為は、右の第三者によるチューリップについての原告の氏名表示権侵害行為を積極的に是認し、これを助長するのみならず、むしろ、その原因を形成する行為であつて、右の第三者と共同して原告の氏名表示権を侵害する行為であるといわざるをえない。また、【P14】は、前認定のおり、被告音楽著作権協会と共同して右の決定をなすことを申請したものであるから、被告音楽著作権協会と共同して右の氏名表示権侵害行為に加担したものであるべきである。そうすると、被告音楽著作権協会及び【P14】は、いずれも右の氏名表示権侵害行為により、原告が被つた精神的損害について連帯して賠償すべき義務を負担したものと認められる。

3 そこで、損害の額について検討するに、前記2(一)に認定した【P14】によるチューリップについての原告の氏名表示権侵害の結果生じた原告の精神的損害に対する慰謝料は、原告のチューリップの作詞の経緯、【P14】による侵害行為の態様及び原告が本訴を提起せざるを得なかつた経緯その他本件に現れた前認定の諸事情をすべて斟酌すれば、三〇万円と認めるのが相当であり、また、同じく前2(一)に認定した【P14】によるコヒノボリについての原告の氏名表示権侵害の結果生じた原告の精神的損害に対する慰謝料は、前同様の諸事情をすべて斟酌すれば、六〇万円と認めるのが相当である。次いで、前2(二)に認定した被告音楽著作権協会及び【P14】によるチューリップについての原告の氏名表示権侵害の結果生じた精神的損害に対する慰謝料は、前同様の諸事情及び特に被告音楽著作権協会が日本において音楽著作権の仲介業務を行っている唯一の団体であり、一般社会に対する影響力が前2(一)の場合に比べ格段に大きいことに鑑みれば、三〇〇万円と認めるのが相当である。

なお、本件記録によれば、【P14】が本訴提起後の昭和六一年三月一七日死亡し、被告【P1】、同【P2】は各六分の一の限度において、被告【P3】、同【P4】は各三分の一の限度において、それぞれ【P14】の一切の権利義務を相続により承継取得したことが明らかであり、右事実によれば、前2(一)の【P14】の行為により生じた慰謝料合計九〇万円については、被告【P1】、同【P2】において、各一五万円の限度で、被告【P3】、同【P4】については、各三〇万円の限度でその支払義務を相続したものであり、また、前2(二)の【P14】の行為により生じた慰謝料三〇〇万円については、被告【P1】、同【P2】については各五〇万円の限度で、被告【P3】、同【P4】については各一〇〇万円の限度でその支払義務を相続したものである。

五 結論

以上によれば、原告の本訴請求は、本件歌詞についての著作権者人格権の確認請求及びチューリップとコヒノボリ氏名表示権侵害による損害賠償請求の一部について右に認定した限度で理由があるから、これを認容し、その余は理由がないから、これを棄却することとし、訴訟費用の負担について民事訴訟法八九条、九二条本文、九三条一項本文の規定を、仮執行の宣言について同法一九六条一項の規定をそれぞれ

れ適用して、主文のとおり判決する。
(裁判官 清永利亮 設楽隆一 富岡英次)

歌詞目録

一 テフ テフ
テフ テフ ヒラ ヒラ
オハナ モ ヒラ ヒラ。
オニハ ハ サクラ ガ
マツサカリ。
テフ テフ ヒラ ヒラ
オハナ モ ヒラ ヒラ
ハタケ ハ ナノハナ
マツサカリ。

二 タンポポ
タンポポ サイタ。
タンポポ ノ ハナ ハ、
キイロナ オハナ。
タンポポ ノ ワタゲ、
シロクテ カルイ。
カゼガ フクト
フウワ フワ。

三 コヒノボリ
ヤネ ヨリ タカイ コヒノボリ、
オホキイ マゴヒ ハ オトウサン、
チヒサイ ヒゴヒ ハ コドモたち、
オモシロサウ ニ オヨイデル。

四 チューリップ
サイタ サイタ
チューリップ ノ ハナ ガ、
ナランダ ナランダ
アカ シロ キイロ、
ドノ ハナ ミテ モ
キレイ ダ ナ。

五 カミナリサマ
カミナリサマハ
ナゼ ナゼ ナルノ、
ソラ ノ オサウチ
ガラツ ガラツ ガラ。
アトカラ アメ ガ
ザア ザア ザア。

六 オウマ
ヘイタイサン ノ オウマ ガ
パカ パカ トホル。
バシヤヤ ノ オウマ ガ
ガラ ガラ トホル。
ヘイタイサン ノ オウマ ハ
イサマシイ。
バシヤヤ ノ オウマ ハ
カアイサウ。